

神奈川県地震災害警戒本部条例

昭和54年10月31日
条例第34号

神奈川県地震災害警戒本部条例をここに公布する。

神奈川県地震災害警戒本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第17条第9項の規定に基づき、神奈川県地震災害警戒本部に関し、同法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 神奈川県地震災害警戒本部長(以下「警戒本部長」という。)は、神奈川県地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 神奈川県地震災害警戒本部長(以下「副本部長」という。)を除き、以下「本部長」という。)は、警戒本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

3 副本部長及び本部長以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、警戒本部の所掌事務について本部長を補佐する。

(部)

第3条 警戒本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部長及び本部職員は、警戒本部長が指名する。

3 部に部長を置き、警戒本部長が指名する本部長がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

5 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(現地対策本部)

第4条 警戒本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に現地対策本部を置くことができる。

2 現地対策本部に属すべき職員は、警戒本部長が指名する。

3 現地対策本部に現地対策本部長を置き、警戒本部長が指名する副本部長又は本部長がこれに当たる。

4 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

5 現地対策本部長に事故があるときは、現地対策本部に属する本部員のうちから現地対策本部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、警戒本部に関し必要な事項は、警戒本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県地震災害警戒本部要綱

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この要綱は、神奈川県地震災害警戒本部条例(昭和54年神奈川県条例第34号)第5条の規定に基づき、神奈川県地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織及び運営についての必要な事項を定めるものとする。

第2章 警戒本部

(設置及び廃止)

第2条 知事は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第9条の規定による警戒宣言が発令されたときは警戒本部を設置し、警戒解除宣言が発令され警戒解除宣言発令に伴う措置がおおむね完了したと認めるときは警戒本部を廃止する。

2 警戒本部は、警戒宣言に係る大規模地震が発生し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。)第23条第1項の規定に基づき神奈川県地震災害対策本部に引き継ぐものとする。

(組織及び分担業務)

第3条 警戒本部の組織及び分担業務は、別表第1のとおりとする。

(副本部長)

第4条 神奈川県地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)は、副知事をもって充てる。

(知事の指名又は任命する本部長)

第5条 法第17条第5項第5号に規定する神奈川県地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 会計管理者
- (2) 公営企業管理者
- (3) 議会議長
- (4) 教育委員会教育長
- (5) 人事委員会事務局長
- (6) 監査事務局長
- (7) 労働委員会事務局長
- (8) 神奈川県職員の職の設置等に関する規則(昭和33年神奈川県規則第53号。以下「規則」という。)第2条に規定する理事
- (9) 規則第3条第1項に規定する局長及び会計局長
- (10) 規則第5条第1項に規定する地域県政総合センター所長及び総合防災センター所長

2 法第17条第5項第6号に規定する本部長は、次に掲げる市町及び消防機関の職員をもって充てる。

- (1) 小田原市
- (2) 寒川町
- (3) 横浜市消防局

3 法第17条第5項第7号に規定する本部員は、次の各号に掲げる機関の役員又は職員をもって充てる。

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社横浜支店
- (2) 東日本電信電話株式会社神奈川支店
- (3) 日本赤十字社神奈川県支部
- (4) 日本放送協会横浜放送局
- (5) 中日本高速道路株式会社東京支社
- (6) 首都高速道路株式会社
- (7) 日本通運株式会社横浜支店
- (8) 東京電力株式会社神奈川支店
- (9) 東京ガス株式会社導管企画部神奈川計画推進室
- (10) 日本郵便株式会社横浜中央郵便局
- (11) 小田急電鉄株式会社
- (12) 相模鉄道株式会社
- (13) 神奈川中央交通株式会社
- (14) 株式会社アール・エフ・ラジオ日本
- (15) 株式会社テレビ神奈川
- (16) 株式会社神奈川新聞社
- (17) 公益社団法人神奈川県医師会
(統制部)

第6条 統制部は、警戒本部各部の緊急・応急対策の実施に関する指導・調整及び警察、自衛隊、市町村、関係機関等との連絡調整を行う。

- 2 統制部に部長、副部長、部付、班長、副班長、班付及び班員を置く。
- 3 統制部長は、安全防災局長をもって充て、上司の命を受けて部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 副部長は、安全防災局副局長をもって充て、統制部各班の総括を行うとともに、統制部長を補佐し、統制部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 部付は、別表第1の統制部の表の統制部長等の欄に掲げる職員をもって充て、統制部長を補佐する。
- 6 班長は、別表第1の統制部の表の班長等の欄に掲げる職員をもって充て、上司の命を受けて班の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 7 副班長は、別表第1の統制部の表の班長等の欄に掲げる職員をもって充て、班長を補佐し、班長に事故があるときはその職務を代理する。
- 8 班付は、別表第1の統制部の表の班長等の欄に掲げる職員をもって充て、班長を補佐する。
- 9 班員は、安全防災局の職員又は別表第1の班長及び班付に掲げる職にある者が所管する至課の職員をもって充て、上司の命を受け、所掌業務に従事す

る。
(部長等)

- 第7条 統制部を除く部に部長及び副部長を、班に班長及び班員を置く。
- 2 統制部を除く部に部付を、班に班付を必要に応じて置くことができる。
- 3 部長、副部長及び班長は、別表第1の部長、副部長及び班長等の欄に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、副部長については、班長等の欄に掲げる職にある者が兼ねることができるものとする。
- 4 班員は、別表第1の班長及び班付に掲げる職にある者が所管する至課の職員をもって充てる。
- 5 部長は、上司の命を受けて部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故ある場合はその職務を代理する。
- 7 部付は、部長を補佐する。
- 8 班長は、上司の命を受けて班の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 9 班付は、班長を補佐する。
- 10 班員は、上司の命を受け、所掌業務に従事する。
- 11 出先機関に関する職及び職務は、部長が別に定める。ただし、地域政経総合センター及び総合防災センターについては、第5条第1項第10号に規定する本部員が定める。
(本部会議)

第8条 神奈川県地震災害警戒本部長（以下「警戒本部長」という。）は、警戒宣言発令時対策上の重要な指示又は総合調整を行うため、必要に応じて地震災害警戒本部会議（以下「本部会議」という。）を招集する。

- 2 本部会議は、警戒本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部会議に出席すべき本部員については、あらかじめ指定しておくものとする。
- 3 警戒本部長は、必要がある場合は、本部会議に防災関係機関等の職員の出席を求めることができる。
- 4 本部員は、必要に応じて、副本部員を指名することができる。
(副本部員)

第9条 副本部員は、本部員を補助するものとする。
(本部連絡員)

第10条 警戒本部に本部連絡員を若干名置き、部長が所属職員のうちから指定する。

- 2 本部連絡員は、所属部と統制部との連絡にあたるとともに、所属部に係る統制部の業務を補助する。
 - 3 統制部長は、必要に応じて本部連絡員会議を開催することができる。
 - 4 安全防災局長は、本部設置前においても、必要に応じて本部連絡員を召集することができる。
(自衛隊連絡担当者)
- 第11条 警戒本部長は、警戒本部を設置し、必要と認めるときは、自衛隊の連絡担当官の派遣を要請するものとする。

神奈川地震災害警戒本部現地対策本部（以下「現地本部」という。）を設
置する。

2 現地本部は、警戒宣言に係る大規模地震が発生し、災害対策本部現地災害
対策本部或いは現地対策本部が設置されたときは、廃止されたものとし、災
害対策本部現地災害対策本部或いは現地対策本部にその業務を引き継ぐもの
とする。

3 警戒本部長は、警戒解除宣言が発令され、地域における警戒解除宣言発令
時の措置がおおむね完了したと認めるときは、現地本部を廃止する。
（組織等）

第18条 現地本部の組織及び構成機関は、別表第4のとおりとする。
（現地本部長等）

第19条 現地対策本部長（以下「現地本部長」という。）は地域県政総合セン
ター所長を、現地対策副本部長（以下「現地副本部長」という。）は地域県
政総合センター副本部長をもって充てる。

2 現地本部に本部長（以下「現地本部長」という。）を、また、現地本部の
各部に部長（以下この章において「部長」という。）及び部員を、現地本部
事務局に事務局長及び部員を置く。

3 現地本部員及び部長は別表第4の構成機関等の名称の欄に掲げる地域県政
総合センターの部長及び地域県政総合センター以外の機関の長（以下「構成
機関等の長」という。）又は構成機関等の長があらかじめ指定する職員を、
事務局長は地域県政総合センター総務部長又は現地本部長が指名する地域県
政総合センター部長を、部員は構成機関の職員をもって充てる。

4 現地本部長は、現地本部の業務を掌理する。

5 現地副本部長は、現地本部長を補佐し、現地本部長に事故ある場合はその
職務を代理する。

6 部長は、現地本部長及び現地副本部長を補佐し、部の業務を掌理し、所属
職員を指揮監督する。

7 事務局長は、現地本部事務局の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
（業務）

第20条 現地本部は、次の各号に掲げる警戒宣言発令時対策を遂行する。

- (1) 所管区域内の市町村、県機関及び関係機関等の総合調整に関すること。
- (2) 広域防災活動拠点の運営に関すること。
- (3) 広域防災活動準備拠点の運営に関すること。
- (4) 構成機関の所管に係る警戒宣言発令時対策の実施に関すること。
- (5) 所管区域内の市町村、県機関及び関係機関等の警戒宣言発令時対策実
施状況等の収集、取りまとめ及び報告並びにその他の地震情報の収集等
に関すること。
- (6) 所管区域内の県機関及び関係機関等に対する警戒本部の指令等の伝達
に関すること。
- (7) その他必要な警戒宣言発令時対策に関すること。

（配属体制等）
第12条 東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）が発令されたとき、及
び警戒宣言が発令されたときの配属体制は、別表第2のとおりとする。
（配備編成計画）

第13条 各部長及び第5条第1項第10号に規定する本部長（以下「部長等」とい
う。）は、警戒宣言発令時対策を円滑に行うため、別表第2の体制ごとに
所属する職員の配備編成計画をあらかじめ整備するものとする。ただし、関
係部長等は、一定の職員を総合防災センター等に配備するものとする。

2 配備編成計画は、勤務時間外、休日等に注意情報が発表された場合等にお
いても所属する職員が迅速に対応できるよう職員の居住地等を考慮して整備
するものとする。
（職員の配備）

第14条 部長等は、注意情報の発表又は警戒宣言の発令を承知したときは、配
備編成計画に基づき必要な職員を配備につかせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、部長等は、警戒宣言発令時対策の状況等により、
必要と認めるときは、配備人員を増減するものとする。

3 部長等は、警戒宣言発令時対策の実施状況等により所属職員の配備をもつ
ては十分な警戒宣言発令時対策の実施できなると認めるときは、警戒本
部長に対し応援を求めることができる。
（緊急参集等）

第15条 職員は、勤務時間外、休日等について、注意情報の発表又は警戒宣言
の発令を承知したときは、配備編成計画に基づき、直ちに自己所属又はあら
かじめ指定された機関に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する
職員の指示を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、交通等の状況により所属又はあらかじ
め指定された場所へ参集できないうときは、次の各号に掲げる県の機関に参集
し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務
を応援するものとする。

- (1) 自己の業務に関連する最寄りの県の機関
 - (2) 県庁又は各地域県政総合センター
 - (3) 総合防災センター
- （緊急参集時の指揮の代行）

第16条 勤務時間外、休日等における別表第2に定める配備体制下においては、
この要綱又は配備編成計画により警戒宣言発令時対策の指揮をとる者として
あらかじめ定められた職員が参集するまでの間は、緊急参集者のうち上席の
者がその職務を代行する。

第3章 現地対策本部

（設置及び廃止等）

第17条 警戒本部長は、警戒本部を設置したときは、併せて別表第3に掲げる

2 現地本部の部及び事務局の細部業務は、部長及び現地本部の事務局長がそれぞれ定める。
(現地本部会議)

第21条 現地本部長は、地震防災応急対策上の必要な指示又は総合調整を行うため、必要に応じて現地本部会議を開催することができる。

2 現地本部会議は、現地本部長、現地副本部長及び現地本部長をもって構成する。

3 現地本部長は、必要がある場合は、現地対策本部会議に関係県機関、市町村及び防災関係機関の職員の出席を求めることができる。

第22条 現地本部に現地本部連絡員を若干名置き、部長が所属職員のうちから指定する。

2 現地本部連絡員は、所屬部と現地本部事務局との連絡にあたりともに所屬部に関する現地本部事務局の業務を補助する。

3 現地本部長は、必要に応じて現地本部連絡員会議を開催することができる。

4 地域県政総合センター総務部長又は地域県政総合センター所長が指名する地域県政総合センター部長は、現地対策本部設置前においても、必要に応じて現地本部連絡員を招集することができる。

附 則

1 この要綱は、昭和58年6月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 神奈川県地震災害警戒本部要綱 (昭和55年2月7日施行)

(2) 神奈川県地震災害警戒本部現地対策本部要綱 (昭和56年3月25日施行)

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

地震災害警戒本部及び地震災害警戒本部統制部の組織及び分担当業務

地震災害警戒本部
本部長 知事
副本部長 副知事

地震災害警戒本部統制部

部	統制部長等	班	班長等	分担当業務
統制部	部長 安全防災局長 副本部長 安全防災局副本部長 部付 安全防災局参事監 (安全安心担当) 安全防災局 危機管理担当部長 安全防災局 災害対策担当部長 (保健福祉部) 安全防災局社監 (県土整備部) 安全防災局 災害対策担当部長 (県土整備部) 安全防災局 災害対策担当部長 (県土整備部) 企画調整担当部長 (兼統制部副統制官)	管理班	班長 総務室長 副班長 管理担当課長 班付 犯罪被害者支援担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 地震災害警戒本部の設置・廃止に関する事務 地震災害警戒本部・本部連絡員会議に関わる開催通知の起草・発出、会議資料の取りまとめ、配布、会議出席者の把握 地震災害警戒本部長の現地視察に関する調整 本部活動記録の作成資料の収集 統制部職員への宿泊施設・給食の確保 地震災害警戒活動に関わる広報資料の作成・広報の実施、災害対策本部長記者会見の準備・実施 管理班長が特に指示した事項
		指令調整班	班長 災害対策課長 副班長 危機管理対策課長 班付 応急対策担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 地震防災応急対策の実施方針案の策定 県機関が行う災害応急対策の総合調整、必要な場合の統制 市町村及び防災関係機関が行う災害応急対策の実施の推進、必要な場合の総合調整 地震災害警戒対策に関わる国への報告及び調整 地震災害警戒本部会議の進行管理 地震災害警戒本部・本部連絡員会議の進行・運営 現地対策本部に対する地震災害警戒本部会議決定事項の伝達及び地震災害警戒対策に関わる連絡調整 業務継続計画の発動に関すること 防災関係機関等からの各種情報の収集・分析・整理及び伝達 関係機関に対する気象予警報等必要事項の伝達 地震災害警戒本部統制部の活動に関わる有線・無線機器の運用 災害情報管理システムの運用及び端末機器の操作 本部会議室における機器の操作 輸送手段の確保に關する関係機関との連絡調整 本部活動に必要な物資の調達・輸送手段の確保 指令調整班長が特に指示した事項
		消防班	消防課長	<ol style="list-style-type: none"> 消防応援活動調整本部の設置・運営 消防調整班長が特に指示した事項

地震災害警戒本部統制部

部	統制部長等	班	班長等	分担当業務
統制部		コンビナート班	工業保安課長	<ol style="list-style-type: none"> 特別防災地域或関係事業所に対する情報の伝達 特別防災地域における地震災害警戒対策に関わる連絡・調整及び実施の推進 石油コンビナート等防災本部の運営 工業保安班長が特に指示した事項
		被災者救援班	班長 くらし安全交通課長 副班長 災害対策課副課長 くらし安全交通課副課長	<ol style="list-style-type: none"> 地震災害警戒対策に関わる物資の調達準備・調達及び関係部・関係機関との連絡調整 緊急通行車両に関わる確認証明書等の発行 被災者対策全般に係る調整 災害救助法、被災者生活再建支援法に関する事項 被災者救援班長が特に指示した事項
		秘書班	班長 知事室長 班付 政策推進担当部長	<ol style="list-style-type: none"> 本部長、副本部長の秘書に関すること 秘書班長が特に指示した事項
		温泉地学研究所		<ol style="list-style-type: none"> 所管観測機器を用いた地震関連情報の収集・分析・整理 研究所観測結果の指令調整班への報告及び関係機関への提供 統制部長が特に指示した事項

地震災害警戒本部政策部

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
政策部	部長 政策局長 副部長 政策局副局長 部付 情報統括責任者 (CIO) ヘルムスタア・ニューブ ロンティア推進局長 オリンピック・パワカン ビッグ担当局長 広域連携担当局長 政策部長 自治振興部長 情報企画部長 基地対策部長 事業統括部長 当部長 国際的医療人材担 当部長	政策班	班長 総務室長 班付 総合政策課長 科学技術・大学連携課長 土地水資源対策課長 政策法務課長 市町村課長 広域連携課長 地域政策課長 情報公開課長 特区連携担当課長	部内及び関係機関との連絡調整に関するこ と。
		基地連絡班	基地対策課長	米軍との連絡調整に関するこ と。
		情報システム班	班長 情報企画課長 班付 情報システム課長 スマート県庁推進課長	コンピュータ及びネットワークの運営に関す ること。

地震災害警戒本部総務部

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
総務部	部長 総務局長 副部長 総務局副局長 部付 労務担当局長 組織人材部長 財政部長 財産経営部長	総務情報班	班長 総務室長 班付 行政管理課長 文書課長 印刷企画課長 課務課長 徴収対策課長	部内及び関係機関との連絡調整に関するこ と。
		人事班	人事課長	1 職員の登庁・配置状況の把握に関するこ と。 2 職員の服務に関するこ と。
		職員班	職員厚生課長	廃止公害等の被害調査に関するこ と。
		財政班	財政課長	地震災害対策予算に関するこ と。
		財産経営班	班長 財産経営課長 班付 施設整備課長	県有財産の状況把握に関するこ と。
		庁舎管理班	班長 庁舎課長 班付 設備管理課長	1 庁舎の自衛警備及び安全措置に関するこ と。 2 係用車の整備及び配車に関するこ と。 3 庁舎及び電気通信施設等の緊急点検並 びに整備に関するこ と。 4 庁舎に係る飲料水の確保及び自家用発 電用燃料の確認及び補充に関するこ と。 5 本部活動の臨時電話の仮設及び電話交 換に関するこ と。 6 有線通信の使用規制に関するこ と。

地震災害警戒本部県民部

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
県民部	部長 副部長 部付 マツカール担当局長 松野明輝・国際戦略 担当局長 参事監(マツカール 担当)	県民班	班長 総務室長 班付 人権男女共同参画課長 文化課長 次世代育成課長 子ども家庭課長 青少年課長 私学振興課長	部内及び関係機関との連絡調整に関すること。
		広報相談班	広報県民課長	1 災害広報活動の実施に関すること。 2 報道機関との連絡調整に関すること。 3 災害時における臨時相談等に関すること。
		国際情報班	国際課長	外国籍県民に係る情報収集・提供、相談に関すること。
		消費生活班	消費生活課長	生活協同組合に係る生活必需品の調査・あわせんに関すること。
		災害救援ボランティア支援班	NPO協働推進課長	災害救援ボランティア(かなかわ県民活動サポートセンター内)の設置及び運営に関すること。

地震災害警戒本部環境農政部

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
環境農政部	部長 副部長 副部長 副部長 環境農政部副局長	総務班	班長 総務室長 班付 管理担当課長 企画調整担当課長	部内及び関係機関との連絡調整に関すること。
		環境班	班長 環境部長 班付 環境計画課長 大気水質課長 資源循環推進課長	1 班内及び関係機関との連絡調整に関すること。 2 廃棄物処理施設の被害情報収集及び廃棄物処理の対策に関すること。
		水・緑班	班長 水・緑部長 班付 自然環境保全課長 水循環環境保全課長 森林再生課長 水産課長	1 班内及び関係機関との連絡調整に関すること。 2 木材等の確保の準備並びに林地、林道等の応急対策の準備に関すること。 3 漁業施設の応急対策の準備に関すること。
		農政班	班長 農政部長 班付 農政課長 農業振興課長 担い手支援課長 農地保全課長 畜産課長	1 班内及び関係機関との連絡調整に関すること。 2 土地改良区との連絡に関すること。 3 農地、農業用施設(用排水路等)の被害調査及び復旧指導の準備に関すること。 4 家畜伝染病の予防防疫及び家畜施設等の応急対策の準備に関すること。 5 応急食糧の調達・あわせんに関すること。

地震災害警戒本部保健福祉部

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
保健福祉部	部長 保健福祉局長 副部長 保健福祉副局長 部付 保健医療部長 健康寿命・本籍担当 部長 福祉部長 生活衛生部長	総務班	班長 総務室長 班付 企画調整担当課長 管理担当課長 経理担当課長	1 保健福祉部職員への配備体制に関すること。 2 統制部との連絡調整に関すること。(地震災害警戒本部・本部連絡員会議に關わる資料の取りまとめ、広報資料の作成を含む) 3 その他部内及び関係機関との連絡調整に関すること。(保健福祉事務所における活動の総括を含む。) 5 保健福祉部職員への宿泊施設・給食の確保。 6 その他総務班長が特に指示する事項。
	医療救護本部班	班長 保健医療部長 班付 医療課長 医療保険課長 健康危機管理課長 県立病院課長 健康増進課長 健康企画担当課長 がん対策課長 保健予防課長 地域福祉課長 生活支援課長 業務課長	1 災害医療の実施方針案の策定。 2 広域災害・緊急医療情報システム等の通信機器の立ち上げ、運用。 3 災害医療関係機関との連絡調整に関すること。(保健福祉事務所・市町村・日本赤十字社神奈川県支部・災害医療拠点病院・医師会・社会福祉協議会等との連絡調整を含む。) 4 医療救護班(DMATを含む。)の編成、派遣の準備に関すること。 5 患者搬送、患者受入の準備に関する連絡調整に関すること。 6 医薬品その他衛生材料の調達及び配分の準備に関すること。 7 医療救護ボランティアに関すること。 8 感染症対策の準備に関すること。 9 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金の支給等の準備に関すること。 10 義援金の受入準備に関すること。 11 その他他医療救護本部班長が特に指示する事項。	
		福祉対策班	班長 福祉部長 班付 高齢社会課長 高齢福祉課長 介護保険課長 障害福祉課長 障害サービス課長	1 社会福祉施設の被害状況調査及び応急対策の準備に関すること。 2 在宅の要援護者の被害状況等の把握に関すること。 3 要援護者の緊急入所調整の準備に関すること。 4 その他他福祉対策班長が特に指示する事項。
		生活衛生班	班長 生活衛生部長 班付 環境衛生課長 食品衛生課長	1 食品衛生に関する応急対策の準備に関すること。 2 水道水の安全給水の確保の準備に関すること。 3 埋葬、火葬及び墓地の確保に関すること。 4 その他生活衛生班班長が特に指示する事項。

地震災害警戒本部産業労働部

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
産業労働部	部長 産業労働局長 副部長 エネルギー担当局長 エネルギー副局長 産業労働局副局長 部付 産業部長 観光部長 エネルギー一部長 労働部長	産業労働班	班長 総務室長 班付 産業振興課長 中小企業支援課長 産業立地課長 国際ビジネス課長 地域エネルギー課長 スマートエネルギー課長 労働福祉課長 産業人材課長	部内及び関係機関との連絡調整に関すること。
	産業流通班	班長 観光班 班付	産業流通課長 観光企画課長 国際観光課長	生活必需物資の調達に係る準備に関すること。 観光施設の状況把握に関すること。
	金融班	金融課長	金融課長	中小企業に対する災害融資の準備に関すること。
		雇用対策班	雇用対策課長	神奈川労働局との連絡調整に関すること。

地震災害警戒本部県土整備部

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
県土整備部	部長 副部長 部付 都市部長 道路部長 建築部長 事業管理部長 河川下水道部長 建築住宅部長 担当部長	総務班	班長 総務室長 班付 企画調整担当課長 県土整備経理課長 建設業課長 環境共生都市課長 管理担当課長	1 地震災害警戒本部県土整備部の設営、維持に関すること。 2 職員の出勤、緊急自動車等の確保、災害対策事務の取りまとめに関すること。 3 応急復旧対策に要する資機材の調達に関すること。 4 公用負担に係る損失補償に関すること。
		指令班	班長 道路管理課長 班付 道路企画課長 道路整備課長 河川課長 流域海岸企画課長 砂防海岸課長 下水道課長 都市整備課長 都市公園課長 建築指導課長 建築安全課長	1 地震災害警戒本部県土整備部内の情報の管理、伝達に関すること。 2 各土木事務所等への部対応の指示及び情報連絡業務に関すること。 3 土木事務所間の連絡調整に関すること。 4 緊急避難場所(公園)の安全確保に関すること。 5 宅地造成に伴う危険防止に関すること。 6 震災建物応急危険度判定に関すること。
		住宅対策班	住宅計画課長 公共住宅課長	1 住宅対策の準備に関すること。 2 県営住宅の応急対策の準備に関すること。 3 応急仮設住宅の建設の準備に関すること。 4 応急仮設住宅用資材等の確保の準備に関すること。 5 公営住宅、公社住宅等を活用した一時提供住宅の準備に関すること。
		営繕計画班	営繕計画課長	1 県有施設の緊急点検による安全確保に関すること。 2 電気施設の緊急点検及び整備に関すること。
		連絡班	班長 技術管理課長 班付 建設リサイクル課長 用地課長 都市計画課長 交通企画課長	1 地震災害警戒本部等の連絡調整に関すること。 2 他行政機関等からの問い合わせ対応、連絡調整等に関すること。

地震災害警戒本部会計部

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
会計部	部長 副部長 会計管理者 兼会計局長 副部長 会計局副局長 兼会計課長	会計班	会計局副局長 兼会計課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関すること。 2 緊急支出体制の準備に関すること。
		会計指導班	指導課長	指定金融機関等関係機関との連絡調整に関すること。
		会計調達班	調達課長	応急対策用物品の調達・あわせんに関すること。

地震災害警戒本部企業部

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
企業部	部長 企業庁長 副部長 企業局長 部付 企業局副局長 水道部長 利水電気部長 総務室長 財務部長	本部運営班	計画課長	1 企業庁災害対策本部の運営の総括に関すること。 2 企業庁災害対策本部の設置に関すること。(企業庁無観) 3 東海地震注意情報等の受伝達等に関すること。 4 配備人員の調整に関すること。 5 災害対策の総括に関すること。
		本部調整班	企画調整担当課長 管理担当課長	1 報道機関との広報に関する連絡調整に関すること。 2 企業庁施設等の被害情報等の広報に関すること。 3 企業庁災害対策本部の運営に関すること。 4 企業庁災害対策本部の設置に関すること。(電話) 5 地震災害警戒本部との連絡調整に関すること。 6 その他、他班に属さないこと
		財務班	財務課長	1 災害関係予算の確保、調整に関すること。 2 非常用現金の準備に関すること。 3 果議会との連絡に関すること。
		調達班	会計課長	1 災害関係予算の執行に関すること。 2 災害関係物資(燃料、食糧その他緊急的に配備が必要なもの)の確保に関すること。 3 復旧用資機材の確保に関すること。 4 非常用現金の管理に関すること。
		財産管理班	財産管理課長	1 企業庁関係施設の状況確認及び対応に関すること。 2 災害用備蓄材(全所共通分)の在庫確認に関すること。
		情報管理班	情報管理課長	1 情報システム関連被害への各種対策に関すること。 2 企業庁災害対策本部の設置に関すること。(パソコン、プリンター、プロジェクター、スクリーン等の情報通信機器)
		業務班	経営課長	1 お客様対応に関すること。 2 コールセンターへの対応指示及び災害情報等の提供に関すること。 3 水道営業所の庁舎等施設の点検、未納整理等委託業者との連絡調整、対応指示に関すること。

地震災害警戒本部企業部

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
企業部		水道班	水道施設課副課長	1 水道現地災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 水道施設の被害に係る応急復旧の準備に関すること。 3 排水池の水位状況の把握及び確保に係る指示、伝達に関すること。 4 協定(覚書)締結機関との連絡調整に関すること。 5 協定締結事業者との連絡に関すること。 6 水質保全の情報収集に関すること。 7 浄水場の運転状況の把握に関すること。 8 施行中工事の危険防止措置の連絡調整に関すること。
		ダム班	利水課長	1 東海地震注意情報等の収集伝達及び関係機関との連絡に関すること。 2 所管ダム及びび寒川取水堰の水位、流量等の把握に関すること。 3 所管ダム施設の巡視点検結果の取りまとめに関すること。 4 所管ダム管理に係る関係機関との情報収集、連絡に関すること。
		発電班	発電課長	1 東海地震注意情報等の収集伝達及び関係機関との連絡に関すること。 2 所管電気工作物等の防災対策に関すること。 3 発電設備の巡視点検結果の取りまとめに関すること。 4 発電設備に係る関係機関との情報収集、連絡調整に関すること。 5 ダム発電施設の通信の確保に関すること。

地震災害警戒本部教育部

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
教 育 部	部長 教育長 副部長 教育部長 教育部 担当局長 教育監 教育局総務部長 教育センター・ 体育センター・ 総合教育センター 一再整備担当 部長 行政部長 インクルーシブ教育 推進担当部長 指導部長 支援部長 生涯学習部長	教育情報班	班長 管理担当課長 班付 企画調整担当課長 ICT推進担当課長 県立高校改革担当課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関する こと。 2 部内職員の出動に関すること。 3 部内関係施設等の被害情報の取りまとめ に関すること。 4 教育広報に関すること。
		教育行政班	行政課長	公印等の点検・搬出に関すること。
	教育財務班	班長 財務課長 班付 まなびや計画推進課長	1 避難所、広域広域活動拠点の開設準備 等の協力に関すること。 2 公立学校等の点検指導等に関すること。	
	教育人事班	班長 教職員人事課長 班付 教職員企画課長 県立学校人事担当課長	応急教育に必要な教職員の確保に関するこ と。	
	教育厚生班	厚生課長	厚生施設の点検に関すること。	
	教育指導班	高校教育課長	生徒の登下校時における安全確保に関する こと。	
	支援教育班	班長 子ども教育支援課長 班付 インクルーシブ教育推 進課長 学校支援課長 特別支援教育課長	県立生徒の登下校時における安全確保に関 すること。	
	学校保健班	保健体育課長	学校保健施設の点検指導等に関すること。	
	生涯学習・文化遺 産班	班長 生涯学習課長 班付 文化遺産課長	1 社会教育施設の点検指導等に関するこ と。 2 文化財の保護措置に関すること。	
	スポーツ施設班	スポーツ課長	体育施設の点検指導等に関すること。	

地震災害警戒本部議会部

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
議 会 部	部長 議会議長 副部長 議会議長 部付 議事調査部長	総務班	班長 総務課長 班付 経理課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関す ること。 2 部内の措置状況等の取りまとめに関す ること。 3 議員との連絡に関すること。
		議事班 調査班	議事課長 政策調査課長	議会の会議に関すること。 議会の調査に関すること。

地震災害警戒本部人事委員会部

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
人 事 委 員 会 部	部長 人事委員会事 務局長	班 人事情報班	班長 総務課長 班付 給与公平課長	1 関係機関との連絡調整に関すること。 2 統制部の応援に関すること。

地震災害警戒本部監査部

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
監 査 部	部長 監査事務局長 副部長 副事務局長兼 総務課長	班 監査情報班	班長 監査課長	1 関係機関との連絡調整に関すること。 2 統制部の応援に関すること。

地震災害警戒本部労働委員会部

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
労 働 委 員 会 部	部長 労働委員会事 務局長 副部長 副事務局長兼 審査調整課長	班 労働情報班	班長 副事務局長 兼審査調整課長	1 関係機関との連絡調整に関すること。 2 統制部の応援に関すること。

別表第2 (第12条関係)

配備体制

体制	配備基準	配備内容	参集職員
警戒配備1	調査情報(臨時)が発表されたとき	安全防災局は情報収集活動に、各部署局長及び関係地域政総合センター等は待機体制に入り、事態の推移に伴い速やかに人員を増員し必要な対策が行える体制。(原則として地震災害の配備体制の災害対策本部が設置されていないときの警戒体制と同様の体制とする。)	安全防災局の警戒要員
警戒配備2	注意情報が発表されたとき	情報の受伝達及び警戒宣言の発令に備えて必要な対策が円滑に行える体制(原則として災害対策本部が設置されたときの第2次本部体制と同様の体制とする。)	各局及び各地域政総合センターの第2次本部要員
警戒配備3	警戒宣言が発令されたとき	事前の応急対策及び地震が発生したとき、災害対策が円滑に行える体制(原則として災害対策本部が設置されたときの第2次本部体制と同様の体制とする。)	各局及び各地域政総合センターの第2次本部要員

地震災害警戒本部警察本部

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
警察本部	部長 警察本部長			(県警察災害警戒本部の組織及び所掌業務による。)

(出先機関)

名称	組織	分担業務
地域政総合センター	地域政総合センター所長が別に定める。	1 現地対策本部の運営に関すること。 2 その他地域政総合センター所長の定める事項の処理に関すること。
総合防災センター (災害活動中央基地)		1 地震防災応急対策に関わる備蓄資機材の貸出しに関すること。 2 協定物資・救援物資の受け入れ準備に関すること。 3 県内外からの広域応援部隊の受け入れ準備及び一時集結施設の提供準備に関すること。
その他の出先機関	部長が別に定める。	部長が定める事項の処理に関すること。

別表第3 (第17条関係)

現地对策本部の名称及び所管区域等

現地对策本部名	設置場所	所管区域
横須賀三浦 現地对策本部	横須賀三浦地域 県政総合センター内	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県央 現地对策本部	県央地域 県政総合センター内	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、 綾瀬市、愛川町、清川村
湘南 現地对策本部	湘南地域 県政総合センター内	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、 寒川町、大磯町、二宮町
県西 現地对策本部	県西地域 県政総合センター内	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、 山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

別表第4 (第18条関係)

現地对策本部の部の名称等

現地对策本部名	部の名称	構成機関等の名称
横須賀三浦 現地对策本部	総務部	横須賀三浦地域県政総合センター総務部
	企画調整部	同 企画調整部
	環境部	同 環境部
	農政部	同 農政部
	県税部	横須賀県税事務所
	第1保健福祉部	鎌倉保健福祉事務所
	第2保健福祉部	鎌倉保健福祉事務所三崎センター
	海洋情報部	水産技術センター
	漁政部	東部漁港事務所
	第1土木部	横須賀土木事務所
	第2土木部	藤沢土木事務所
	企業部	企業庁鎌倉水道営業所
	教育部	教育局湘南三浦教育事務所
	第1警察部	横須賀警察署
	第2警察部	田浦警察署
	第3警察部	浦賀警察署
第4警察部	三崎警察署	
第5警察部	葉山警察署	
第6警察部	逗子警察署	
第7警察部	鎌倉警察署	
第8警察部	大船警察署	
事務局	横須賀三浦地域県政総合センター総務部	

現地对策本部名	部等の名称	構成機関等の名称
県央 現地对策本部	総務部	県央地域政総合センター総務部
	企画調整部	同 企画調整部
	環境部	同 環境部
	農政部	同 農政部
	水源の森林部	同 水源の森林部
	第1県税部	相模原県税事務所
	第2県税部	厚木県税事務所
	第1保健福祉部	厚木保健福祉事務所
	第2保健福祉部	厚木保健福祉事務所大和センター
	労働部	かながわ労働センター県央支所
	第1土木部	厚木土木事務所
	第2土木部	厚木土木事務所東部センター
	第3土木部	厚木土木事務所津久井治水センター
	第1企業部	企業庁相模原水道営業所
	第2企業部	企業庁相模原南水道営業所
	第3企業部	企業庁津久井水道営業所
	第4企業部	企業庁厚木水道営業所
	第5企業部	企業庁海老名水道営業所
	第6企業部	企業庁大和水道営業所
	第7企業部	企業庁谷ヶ原浄水場
第8企業部	企業庁相模川水系ダム管理事務所 城山ダム管理事務所	
第9企業部	企業庁相模川発電管理事務所	
第10企業部	企業庁発電総合制御所	
教育部	教育局県央教育事務所	
第1警察部	厚木警察署	
第2警察部	大和警察署	
第3警察部	座間警察署	
第4警察部	海老名警察署	
第5警察部	相模原警察署	
第6警察部	相模原南警察署	
第7警察部	相模原北警察署	
第8警察部	津久井警察署	
事務局	県央地域政総合センター総務部	

現地对策本部名	部等の名称	構成機関等の名称
湘南 現地对策本部	総務部	湘南地域政総合センター総務部
	企画調整部	同 企画調整部
	環境部	同 環境部
	農政部	同 農政部
	第1県税部	平塚県税事務所
	第2県税部	藤沢県税事務所
	第1保健福祉部	平塚保健福祉事務所
	第2保健福祉部	平塚保健福祉事務所秦野センター
	第3保健福祉部	茅ヶ崎保健福祉事務所
	第4保健福祉部	衛生研究所
	漁港部	西部漁港事務所
	労働部	かながわ労働センター湘南支所
	第1土木部	平塚土木事務所
	第2土木部	藤沢土木事務所
	第3土木部	厚木土木事務所
	下水道部	流域下水道整備事務所
	第1企業部	企業庁藤沢水道営業所
	第2企業部	企業庁茅ヶ崎水道営業所
	第3企業部	企業庁平塚水道営業所
	第4企業部	企業庁厚木水道営業所
第5企業部	企業庁寒川浄水場	
第6企業部	企業庁水道水質センター	
第1教育部	教育局湘南三浦教育事務所	
第2教育部	教育局中教育事務所	
第3教育部	県立体育センター	
第1警察部	藤沢警察署	
第2警察部	藤沢北警察署	
第3警察部	茅ヶ崎警察署	
第4警察部	平塚警察署	
第5警察部	大磯警察署	
第6警察部	秦野警察署	
第7警察部	伊勢原警察署	
事務局	湘南地域政総合センター総務部	

神奈川県東海地震注意情報時対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東海地震注意情報(以下「注意情報」という。)が発表された場合に設置する「神奈川県東海地震注意情報時対策本部」(以下「対策本部」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第2条 知事は、注意情報が発表された場合、対策本部を設置する。

2 知事は、注意情報が解除され、全庁的な対処が概ね完了したと認めるときは、対策本部を廃止する。

3 対策本部は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条の規定による警戒宣言が発令された場合は廃止されたものとし、その業務は、神奈川県地震災害警戒本部に引継ぐものとする。

(所掌事項)

第3条 対策本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 注意情報発表時の県の準備行動の具体的内容に係る調整及び決定
- (2) 県、市町村、指定地方公共機関等の関係における準備行動の総合調整
- (3) 国の機関の準備行動との調整

(組織)

第4条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部長をもって組織する。

2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。

3 本部長は次の各号の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 会計管理者
- (2) 公営企業管理者
- (3) 議会議長
- (4) 教育委員会教育長
- (5) 人事委員会事務局長
- (6) 監査事務局長
- (7) 労働委員会事務局長
- (8) 警察本部長
- (9) 神奈川県職員職の設置等に関する規則(昭和33年神奈川県規則第53号。以下「規則」という。)第2条に規定する理事

(10) 規則第3条第1項に規定する局長及び会計局長

(11) 規則第5条に規定する地域県政総合センター所長

4 本部長は、対策本部の事務を総括する。

5 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合、職務を代理する順序は、神奈川県知事の職務代理の順序に関する規則に定める順序とする。

現地对策本部名	部等の名称	構成機関等の名称
現地对策本部	総務部	県西地域県政総合センター総務部
	企画調整部	同 企画調整部
	環境部	同 環境部
	農政部	同 農政部
	森林部	同 森林部
	県税部	小田原県税事務所
	第1保健福祉部	小田原保健福祉事務所
	第2保健福祉部	小田原保健福祉事務所足柄上センター
	漁政部	西部漁港事務所
	第1土木部	県西土木事務所
	第2土木部	県西土木事務所小田原土木センター
	三保ダム管理部	企業庁酒匂川水系ダム管理事務所 (三保ダム管理事務所)
	下水道部	流域下水道整備事務所
	企業部	企業庁平塚水道営業所
	教育部	教育局県西教育事務所
	第1警察部	小田原警察署
	第2警察部	松田警察署
事務局	県西地域県政総合センター総務部	

東海地震に関する知事の談話

- (1) 東海地震注意情報発表時における知事の談話
神奈川県民の皆さん、私は県知事の黒岩です。
ただいま、気象庁から「東海地震注意情報」が発表されました。
この「東海地震注意情報」は、気象庁が観測した地殻変動などの現象から、東海地方を震源とする大きな地震の発生の可能性が高まったことを意味する情報ですが、すぐにこの地震が発生することを意味するものではありません。
今後の観測の結果、地震が発生する恐れがあると判断された場合には、内閣総理大臣から、改めて「警戒宣言」が発表されることになります。
従って、県民の皆さんは、どうか落ち着いて行動してください。
「東海地震注意情報」の発表を受けて、国、県、市町村や防災関係機関では、地震の被害をできるだけ小さく抑える措置や、応急対策活動の準備を始めています。
そこで、私から皆さんに、是非お願いしたいことがあります。
一つ目は、市町村やテレビ・ラジオなどの公共機関を通じて、正確な情報を把握してください。
特に、今後の状況の変化や、国、県、市町村からのお知らせやお願いに、十分注意を払ってください。
二つ目は、不要不急の旅行・出張や自動車の使用を控えてください。
三つ目は、水の汲み置き、家族同士の連絡方法の確認、家具の固定の確認など、地震への備えを始めていただくとともに、津波警報の発表にも注意してください。
- (2) 警戒宣言発表時における知事の談話
神奈川県民の皆さん、私は県知事の黒岩です。
先程、内閣総理大臣から、東海地震の警戒宣言が発令されました。
これは警報でありますから、地震が起きるまでには、多少時間に余裕があると思います。
現在、県や市町村では、警戒本部を置いて交通規制や広報活動を開始しました。県民の皆さんお一人おひとり冷静な行動をお願いします。
そこで、私から皆さんに是非お願いしたいことがあります。
第一は、ラジオやテレビの放送を聞いて正確な情報を得てください。デマや流言に惑わされないでください。
第二は、地震で最も恐ろしいのは、津波と火災による被害です。海岸のそばには近づかないようにしていただくとともに、火の取扱いには十分に気をつけてください。
第三は、まず水を貯えてください。次にラジオ、懐中電灯、当座の食糧や医薬品などの非常持出し品を確かめておいてください。
そして、身のまわりの安全を確かめてください。
繰り返しお願いします。
私は県知事の黒岩です。
先程、東海地震の警戒宣言が発令されました。
これは警報でありますから、地震が起きるまでには、多少時間に余裕があると思います。
県民の皆さんお一人おひとり冷静な行動をお願いします。

- (会議)
第5条 対策本部の会議(以下「本部会議」という。)は、本部長が必要に応じて召集し、これを主宰する。
第6条 本部長は、必要があると認めるときは、議題に関係する特定の本部員による本部会議を開催することができる。
第7条 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。
(東海地震注意情報時現地対策本部)
第8条 本部長は、必要があると認めるときは、地域県政総合センターに東海地震注意情報時現地対策本部(以下「現地対策本部」という。)を設置することができる。
第9条 現地対策本部は、現地対策本部長、現地対策副本部長及び現地対策本部員をもって組織する。
第10条 現地対策本部長は地域県政総合センター所長を、現地対策副本部長は地域県政総合センター副所長をもって充てる。
第11条 現地対策本部員は「神奈川県地震災害警戒本部要綱」別表4の構成機関の名称の欄に掲げる地域県政総合センター一部部長及び各機関の長をもって充てる。
第12条 現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部の事務を掌理する。
(危機管理対策会議幹事会の活用)
第13条 対策本部の所掌事項に係る情報共有、対応策の検討に当たっては、必要に応じ「神奈川県危機管理対策会議幹事会」を活用し、協議、調整を行うものとする。
- (事務局)
第14条 本部会議の事務局は、安全防災局とする。
第15条 安全防災局長は、事務局の事務を遂行するに当たり、必要に応じ、対策本部の対象とする事案に関係する局等に対し協力を求めることができる。
(実施細目)
第16条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営その他必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年7月27日から施行する。
- 2 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。